

令和元年度天宗清見台園 運営規定

(事業所の名称等)

1. 天宗社会福祉事業会が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 天宗清見台園

(2) 所在地 大阪府河内長野市清見台1丁目14番1号

(施設の目的及び運営方針)

2. 天宗清見台園(以下「当園」という。)は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

(1) 「当園」は、保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児(以下「利用乳幼児」という)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

(2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との堅密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

(3) 「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

(4) 「当園」は、「児童福祉法その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。」

(施設の目的及び運営方針)

3. 「当園」の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下、「法」という。)第19条第

(1) 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

(2) 第19条第1項第2号の子ども(保育を必要とする3歳以上児、以下「2号認定子ども」という。) 33人

(3) 第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする3歳未満児、以下「3号認定子ども」という。)のうち、満1歳以上の子ども 22人

(4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども5人

(提供する保育等の内容)

4. 「当園」は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚労告141)に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

(1) 特定保育・保育(第7条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。)

第7条に規定する時間において、保育を提供する。

(2) 送迎

園バスによる送迎を行う。(但し、保護者の送迎が困難な希望者に限る。)

(3) 食事の提供

(4) その他保育に係る行事等

(5) 一時保育(自主事業)を実施する。(但し、希望者による事前登録制とする。)

(保育の職種、員数及び職務の内容)

5. 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長 1名(常勤専従)

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うと共に、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2)園長補佐 1名(非常勤専従)

園長補佐は、園長を補佐し、園長の指示に従って、職員及び業務管理、及び職員への指揮命令、園務をつかさどる。

(3)保育士 基準上必要人数 12名以上

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4)その他職員 3名以上(非常勤 3名以上)

保育補助及び事務補助、送迎バスの運転、その他庶務の仕事をつかさどる。

(保育を提供する日)

6. 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日を除く。

(保育を提供する時間)

7. 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以

外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育時間認定に係る保育時間

8時から16時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時～19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 「当園」の特定保育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金(保育料)を支払うものとする。

(1) 「当園」は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定保育・保育基準用額(子ども・子育て支援法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。)の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

(2) 「当園」は、前二項の支払いを受けるほか、特定教育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(利用者の開始に関する事項)

第9条 「当園」は、市町村から保育の実施について委託を受けたとき時は、これに応じるものとする。

(利用者の終了に関する事項)

第10条 「当園」は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 2号認定こどもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) 3号認定こどもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第11条 「当園」の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものと

する。

- (1) 保育の提供により事故が発生した場合は、河内長野市、利用乳幼児の保護者等に連絡すると共に、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 「当園」は、事故の状況や事故に際して採った措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- (3) 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 「当園」においては、非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 「当園」は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施そのた必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第14条 「当園」は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施にあたっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第15条 「当園」は、保育・教育全般を総合的に評価し、自己点検・自己評価を行う。そして、その分析を行い次年度の保育計画に生かすとともに、希望する利用乳幼児の保護者に公表することに努めるものとする。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

この規則は、平成28年11月1日から変更して施行する。

この規則は、平成29年10月1日から変更して施行する。

この規則は、平成30年10月1日から変更して施行する。

この規則は、令和元年10月1日から変更して施行する。

別 表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
幼児主食費	2号認定を受けた園児の主食費	月額 1,500 円 但し生保所帯500円
幼児副食費	2号認定を受けた園児の副食費 但し、免除者は除く	月額 4,500 円
通園バス利用料	通園バスを利用した月	月額 往復3,000 円 片道1,500 円
延長保育料	延長保育にかかる費用	1回につき100円
一時預かり保育料	園に問い合わせください	0～2歳児 4,000 円 3歳児以上 3,000 円
園児賠償保険料	園児等ケガによる治療費等	保護者負担 規定の額 治療費の負担 無
園児行事費・遠足の実費（交通費・入園料等）	遠足にかかる交通費・入園料等	保護者負担 実費負担

当園は、上記費用の徴収は雑費袋を使用し、そこに領収印を押印し領収証に替えます。従って、領収証（単票）の二重交付はいたしません。